



令和5年度 農業委員先進地視察研修

本市農業委員会では、例年、農政活動や農業振興に関する先進地での取組状況を把握するとともに、今後の農業委員会活動に役立てることを目的として、農業委員による視察研修を実施していましたが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ分類に移行され、令和元年度以来の実施となりました。

12月19日に行われた研修では、市内に本社を有する農業法人(株)鈴生の関連会社が磐田市で運営する大型の施設野菜生産施設を訪問し、スマート機器を導入した最先端の生産方式や障害者雇用による農福連携の取組を見学しました。

その他、袋井市での営農型太陽光発電施設の運営状況や、菊川市農業委員会より農業委員会活動の取組状況を確認し、大変有意義な視察研修となりました。



大型施設野菜生産施設の見学（磐田市）



営農型太陽光発電施設の見学（袋井市）

【目 次】

農地転用許可／下限面積要件の廃止	 P 2
多様な担い手育成支援事業	 P 3
いきいき都市農業推進事業／農業用機械継承支援事業	 P 4
お茶の補助事業	 P 5
農地中間管理事業／農地利用状況調査	 P 6
地域計画の策定に向けて	 P 7
農業者年金	 P 8

【発行】 令和6年6月
静岡市農業委員会

【編集】 静岡市農業委員会事務局
静岡市葵区追手町5番1号
電話：054-221-1483

【ホームページアドレス】
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/p000368.html>



「農地転用」には農業委員会の許可が必要です！

農地に住宅や倉庫を建てたり、資材置場や駐車場として利用するなど、農地を農地以外の目的で利用することを「農地転用」と言い、農地転用をしようとする者は、農業委員会の許可を受ける必要があります。

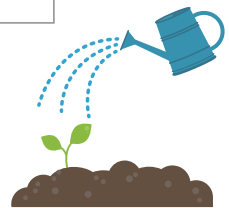
ただし、市街化区域内農地を転用する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって許可は不要となります。

許可を受けないで農地転用した場合や、許可を受けても事業計画通りに転用しない場合には、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令や罰則規定もあります。

罰則の規定

事 項	内 容
違 反 転 用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
違反転用における 原状回復命令違反	

問い合わせ先 静岡市農業委員会事務局 農地係
電話：054-221-1140



令和5年4月から下限面積要件が廃止されています

これまで、農地を取得するためには、一定の面積（当市では地域により20a～50a）以上を経営する必要がありましたが、農地法の一部が改正され、令和5年4月1日から下限面積要件が廃止されています。

ただし、農地を取得する際に必要となる下記の許可要件は、引き続き満たす必要がありますのでご注意ください。

- 農地の全てを効率的に利用すること
- 必要な農作業に常時従事すること
- 周辺の農地利用に支障ないこと



このため、営農（耕作）計画、農地の利用状況（農機具・技術・労働力ほか）を確認しています。

問い合わせ先 静岡市農業委員会事務局 農地係
電話：054-221-1140

静岡市多様な担い手育成支援事業



市内の中堅農業者を育成し、農業の多様な担い手を確保するため、市内の市街化区域を除く区域の農地における生産活動などに必要な農業用機械の導入や施設整備に要する経費の一部を補助する制度です。

※農協や販売店による代理申請は受け付けません。必ず申請者ご本人から申請書等の提出をお願いします。

■補助対象者

市内に住所を有する農業経営者で、次のいずれかに該当する人（認定農業者・認定新規就農者を除く）

- （１）開業届を提出した日から１年を経過していない人
- （２）開業届を提出した日から１年を経過した人で、確定申告又は市県民税の申告において前年の農業収入が50万円以上である人

■補助対象事業及び補助率（限度額）※消費税を除く

市内の市街化区域を除く区域の農地において生産を行う次の事業

- （１）農作物の生産のための施設の設置
- （２）洗浄及び梱包又は販売のための施設の設置
- （３）農業用機械又は器具の購入

※６次産業化を目的とした加工のための施設は対象となりません。

※生産資材や汎用性のあるものは対象となりません。

補助率は上記補助対象事業の経費の１／３以内の額（上限30万円）

■申請期限

令和７年２月28日（金）まで

※期間内でも予算の状況により、受付を終了しますのでご注意ください。

※令和７年３月31日（月）までに完了する事業のみ申請できます。

■注意事項

- ・申請は３年（年度（４月～翌年３月））に１回のみです。
- ・同一年度内に、市が交付する他の農業経営に関する施設・機械の導入を支援する補助金の交付を受けることはできません。
- ・対象となる施設・機械について、国・県・市の別の補助金を重複して申請することはできません。

<問い合わせ先>

静岡市農業政策課 農業支援係

TEL 054-354-2086

FAX 054-354-2482





静岡市からのお知らせ

静岡市いきいき都市農業推進事業



市内の市街化区域内農地において農業を営む都市農業者の生産・出荷調整・加工販売等、農業経営に要する施設、設備、機械の導入のほか、市民農園の整備に要する経費の一部を補助する制度です。（詳細はホームページをご覧ください、下記までお問い合わせください。）

※生産資材（種苗、肥料、農薬等）や汎用性のあるもの（鍬、スコップ、車両、パソコン等）のほか200L以上の雨水貯水タンク、自主施工のための材料費は除きます。

■補助対象者

市内に住所を有し居住する農業経営主で、市街化区域内農地（借地も可）で生産活動を行い、前年の農業収入（家事消費や雑収入を除く）が50万円以上ある方

■補助対象事業及び補助率（限度額）

いずれも消費税を除く（1,000円未満の端数切捨て）

- ① 市内の市街化区域内農地における生産活動に必要な施設・設備・機械の導入に要する経費の1/3（上限30万円）
- ② ①のうち、環境に配慮した施設・設備・機械の導入に要する経費の1/2（上限30万円）
※園芸施設におけるヒートポンプや化石燃料を使用しない充電式草刈機等が補助の対象となります。
- ③ 市内の市街化区域内の市民農園の整備や改修などに要する経費の1/2（上限50万円）

■申請期限

令和7年1月31日（金）まで（令和6年度最終受付）

※申請は月末ごとに締め切ります。

<問い合わせ先>

静岡市農業政策課 農業支援係

TEL 054-354-2086

FAX 054-354-2482

静岡市からのお知らせ

静岡市農業用機械継承支援事業



使用できる状態にありながら使用されていない農業用機械を他の農業者に継承することで、初期投資の軽減や農業用機械の有効活用を図るため、他の農業者に継承することが可能な農業用機械を市ホームページで公開し、継承が成立した農業用機械を使用する前に行うメンテナンス費用の一部を補助する制度です。（詳細はホームページをご覧ください、下記までお問い合わせください。）

■補助対象者

本事業により、農業用機械の継承を受けた市内に居住する新規就農者、認定農業者及び開業届を提出しており、前年の農業収入（販売金額）が50万円以上の方

■補助対象事業及び補助率（限度額）

※消費税を除く

継承を受けた農業用機械のメンテナンスに要する経費の1/2（上限5千円）

※機械使用前に行うメンテナンスに限ります。また、部品交換等の修繕は補助の対象とはなりません。

■申請期限

令和7年2月28日（金）まで

※期間内でも予算の状況により、受付を終了しますのでご注意ください。

<問い合わせ先>

静岡市農業政策課 農業支援係

TEL 054-354-2086

FAX 054-354-2482

お茶の補助事業をご活用ください

茶生産者の皆さまにご利用いただける、令和6年度の主な静岡市補助事業をご案内します。

各補助事業の概要（条件等）

①-1 茶生産改良整備事業補助金（茶園改良整備事業）

補助対象園地	10a以上1ha未満の市内の茶園
補助対象経費	茶園の平坦化、園内作業道整備、防霜施設の整備等の小規模基盤整備に必要な経費
補助率（限度額）	中山間地域外：補助対象経費の 1/2以内（30万円/10a） 中山間地域：補助対象経費の 8/10以内（48万円/10a）

①-2 茶生産改良整備事業補助金（加工施設機械整備事業）

補助対象経費	荒茶加工機及び仕上茶加工機の購入並びに設置に係る経費（詳細要件あり）
補助率（限度額）	法人、組合等：補助対象経費の 1/2以内（500万円/年） その他：補助対象経費の 1/2以内（150万円/年）

①-3 茶生産改良整備事業補助金（茶園管理資機材導入事業）

補助対象者	1ha以上の茶園を管理する市内農業者
補助対象経費	茶園管理に必要な資機材（乗用茶園管理機、専用運搬機、茶被覆資材等）の購入並びに設置に係る経費（詳細要件あり）
補助率（限度額）	補助対象経費の 1/2以内（500万円）

② 補完作物転換事業補助金

補助対象園地	農業振興地域又は生産緑地地区、2a以上の一団の茶園（詳細要件あり）
補助対象経費	茶樹抜根後の整地及び苗木（永年性作物に限る）の植栽に係る経費
補助金額（定額）	7,600円/a（永年性作物）、4,100円/a（単年性作物）

③ 茶園防霜施設修繕事業補助金

補助対象施設	設置後12年を経過している防霜施設（詳細要件あり）
補助対象経費	25,000円を超える修繕に係る経費
補助率（限度額）	補助対象経費の 2/10以内（10万円/施設）

④ 茶園集積推進事業補助金

補助対象園地	農地中間管理機構を通じて新たに借り受けた茶園
補助対象経費	乗用摘採機の活用、連坦のための高さ調整、樹勢回復等に要する経費（詳細要件あり）
補助金額率（定額）	5万円/10a（県市で1/2ずつ負担）

⑤ 茶共済加入事業補助金

補助対象者	市内の農業者で茶共済の加入対象となる者（工場含む）
補助対象経費	共済掛金の支払いに要する経費（詳細要件あり）
補助率	補助対象経費の 1/2以内

※詳細に関してはJAの営農指導担当もしくは静岡市農業政策課までお問合せください。
また補助金には予算上限がございますので、上限に達した場合は終了とさせていただきます。

<問い合わせ先> 静岡市農業政策課 お茶のまち推進係

電話：054-354-2089 FAX：054-354-2482

農地中間管理事業を活用しましょう

大切な農地を次世代につなげよう

農地中間管理事業とは

農地中間管理事業は、農地を貸し付けたい方から農地中間管理機構（静岡県農業振興公社）が農地を借り入れ、経営規模の拡大や効率化などを進める地域の担い手農家に農地を貸し付ける制度です。公的機関である農地中間管理機構（静岡県農業振興公社）が間に入るので、安心して農地の貸し借りができます。



農地を貸したい方、借りたい方は、下記問い合わせ先にご相談ください。

〈問い合わせ先〉 静岡県農業振興公社 電話：054-250-8988
J A静岡市 電話：054-288-8420
J Aしみず 電話：054-367-3247

農地利用状況調査（農地パトロール）

農地法では、農地の所有者には農地を農業上適正かつ効率的に利用する責務があること、また、農業委員会は毎年1回、管内の農地の利用状況について調査を行うことが、それぞれ規定されています。

この規定に基づき、農業委員会では、8月から9月頃まで、市内のすべての農地を対象に農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します。調査の際、農地に立ち入る場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

この調査で、適正に管理がなされていない農地の所有者には、有効に農地が利用されるよう意向調査を行います。





地域計画の策定に向けて 地域農業のこれからについて話し合います。

▶地域計画とは

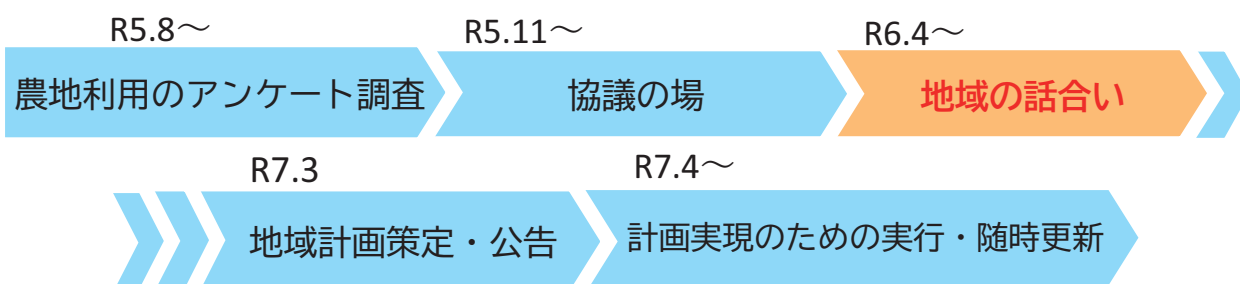
市内全域（市街化区域を除く）で、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にするための計画です。
農業関係者の皆さんの話し合いにより、区域の現状や課題を踏まえ、地域農業の将来の在り方や、
5～10年後に目指すべき具体的な農地利用の姿（目標地図）を定めます。

▶静岡市では…

令和5年度から順次地域農業のこれからについて話し合を行っています。

今後は、令和5年8月に実施したアンケート調査の結果等を活用し、地域農業の将来像や農地を誰が担っていくかなどについて話し合い、地域計画を作成していきます。

▶地域計画の流れ



農業関係者のみなさんと一緒に
地域計画の策定に向けて取り組んでいきます。
ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

問い合わせ先

静岡市農業委員会事務局 農地利用最適化推進係
静岡市農業政策課 農業支援係

☎054-221-1134
☎054-354-2085

国民年金の上乗せの公的な年金 「農業者年金」に加入して安心して豊かな老後を！

次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- ★国民年金の1号被保険者・60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者
- ★年間60日以上農業に従事
- ★20歳以上65歳未満



保険料：通常加入の場合、月2万円（35歳未満で政策支援加入の要件を満たさない方は1万円）から6万7千円の間で千円単位で自由に選べます。

保証：終身年金です。積立方式・確定拠出型で長期に安定した制度です。

税制面での優遇措置：支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。

問い合わせ先 静岡市農業委員会事務局 農政係
電話：054-221-1483

農業者年金現況届について

農業者年金基金から直接受給者のみなさまに送付される現況届の提出をお願いします。
（農業委員会事務局から送付する**切手付き返信用封筒をご利用ください**）

現況届を提出されなかった場合、令和6年11月から農業者年金の給付が**差し止め**になりますのでご注意ください。

◎提出期限／令和6年6月30日

◎提出先／〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所16階

静岡市農業委員会事務局 農政係



経営移譲
年金受給者の
みなさまへ

経営移譲年金を受給されているみなさまは、
現況届の自己チェック欄へご記入をお願いします。

あなたご自身について、以下の1～6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください	
1 あなたご自身が農業を営んでいますか	はい いいえ
2 あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい いいえ
3 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか	はい いいえ
4 あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	はい いいえ
5 あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい いいえ
6 あなた名義で農業共済（NOUSAI）に加入しましたか	はい いいえ